

---

# 権力移行期の挑戦国(ロシア、中国)と 軍備管理・不拡散

小川 伸一  
Ogawa Shinichi

---

## はじめに

ロシアでは2018年3月に大統領選挙が行なわれ、プーチン大統領が引き続き向こう6年間政権を担うことになった。中国では、2017年10月、中国共産党中央委員会全体会議で習近平国家主席が総書記に再選され、第2期習近平政権が事実上発足した。

ロシア、中国ともにそれぞれの指導者が再任されたが、その一方で、2017年12月に米国のトランプ政権が発表した「国家安全保障戦略」は、ロシアと中国を今日の国際秩序に挑戦する「修正主義国家 (revisionist powers)」と位置付けている<sup>(1)</sup>。ロシアについては、ウクライナのクリミアを自国に編入したことや同国東部への武力介入、さらには既存の軍備管理・軍縮協定違反など、欧州の政治・安全保障秩序を乱す行動をとっていることがその理由であろう。中国に関しては、南シナ海や東シナ海で顕著にみられるように、自国の権益増大のためには既存の法秩序を無視することも厭わない姿勢が問題視されている。

軍備管理・不拡散は、当事国が軍事バランスを含む現状の維持に利益を見出してはじめて成立し、維持されるものである。そうだとすれば、現状打破勢力のレッテルを貼られたロシアと中国は、軍備管理・不拡散に背を向けているはずである。本稿では、こうした視点から再スタートしたプーチン、習近平両政権の軍備管理・不拡散政策を検討する。

## 1 ロシア

### (1) CFE条約、オープンスカイズ条約、ウィーン文書

北大西洋条約機構 (NATO) とワルシャワ条約機構 (WTO) の対峙を前提に交渉された欧州通常戦力 (CFE) 条約は、1990年11月、米ソを含め東西の同盟に加盟する国々の間で署名され、1992年7月に発効した。しかしながら、CFE条約の成立と並行して進んだ欧州の政治・安全保障環境の変容、すなわち1990年10月の東西ドイツの統一、1991年3月のWTOの消滅、さらには同年12月のソ連邦の解体などはCFE条約の基盤を大きく損なうこととなった。さらに、ソ連邦解体後に誕生した当時のロシアは、その通常戦力がソ連邦構成国の独立に伴い半減したのみならず、経済的困難に起因する国防予算の逼迫などで通常戦力の維持・近代化に苦慮する状況にあった。加えて1990年代中頃から顕著となった旧ソ連圏のハンガリー、チェコ、ポーランドのNATO加盟への動きは、ロシアとの協議を経て進められたとはいえ<sup>(2)</sup>、ロシアの懸念材料であることには変わりはない。こうした事態の進展を背景に、1997年1月、CFE

条約を新たに生じた政治・安全保障環境に則した取り極めにすべく適合化交渉が開始された。

1999年11月のトルコ・イスタンブールでの欧州安全保障協力機構（OSCE）首脳会議で署名されたCFE適合条約は、ロシアの懸念・危機感に一定の配慮を示す結果となっている。例えば、5種類の「条約規制装備品（TLE）」<sup>(3)</sup>のうち、戦車、装甲戦闘車両、火砲に関しては、ハンガリー、チェコ、ポーランドを含む20カ国の締約国について、国別配備上限と外国駐留軍を含めた締約国の領域内配備上限を同レベルに設定することによって、外国軍隊が他の締約国に駐留しても量的増強につながらなくし、NATO拡大に伴うロシアの懸念に込んでいる。さらに、ロシアの旧レニングラード軍管区、ならびにチェチェンなどの民族紛争が多発している旧北カフカス軍管区において、装甲戦闘車両の配備上限の上方修正などが認められている<sup>(4)</sup>。

プーチン政権は2000年にCFE適合条約を批准したが、同条約は発効していない。適合条約の発効には全署名国（30カ国）の批准が必要だが、モルドバおよびジョージアにおいてロシア軍が両国の同意なく駐留を継続していること（近年ではウクライナも含む）を理由に、米国などNATO諸国が批准を見合わせているからである。モルドバおよびジョージアからのロシア軍の撤退は、法的には適合条約の批准要件ではないが、適合条約署名時の1999年OSCE首脳会議で採択された「CFE最終文書の付属文書14」でロシアが撤退を約束したことから<sup>(5)</sup>、NATO諸国は、批准の可否を判断する際の要件と位置付けるようになった。

NATO諸国の姿勢に反発していたプーチン政権は、2007年12月、(1)モルドバおよびジョージアからのロシア軍の撤退を適合条約の批准要件とするのは違法であること、(2)2004年3月にNATOに加盟したバルト三国およびスロベニアに対する戦力規制は適合条約の発効によってのみ可能になること、さらには、(3)ポーランドとチェコを舞台としたジョージ・W・ブッシュ政権のミサイル防衛計画などを理由に、CFE条約の履行を「凍結（suspension）」するに至った<sup>(6)</sup>。続いてプーチン政権は、2015年3月、それまで参加していたCFE条約の合同協議グループからの離脱を宣告するのみならず、2016年9月に開催された第5回CFE条約運用検討会議の出席も見合わせている<sup>(7)</sup>。他方米国は、2011年11月、CFE条約のロシアに関連する一部規定の履行義務の回避を宣言し、ロシアによる査察を拒否するとともに軍事データの交換などを停止している<sup>(8)</sup>。

プーチン政権は、CFE条約の履行中断と並行して、ロシアを含む欧州諸国の軍事活動の透明性を増進させることを主眼に1992年3月に署名され、2002年1月に発効したオープンスカイズ条約の履行についても問題を起こしている。この条約は、他の締約国に対し非武装航空機を用いて上空から監視・査察活動を実施することを許容している。しかしながらプーチン政権は、カリーニングラードの一部上空やジョージアの南オセチアおよびアブハジアとロシアの国境沿いの一部区域の上空飛行を一方向的に制限している<sup>(9)</sup>。米国は、ロシアのこうした措置をオープンスカイズ条約協議委員会で取り上げているが、解決に至っていない。

さらにプーチン政権は、欧州の軍事的安定を支える3つ目の柱である「ウィーン文書2011」で規定された義務を回避する行動をとっている。例えば、年次軍事情報データに記載すべき装甲戦闘車両、戦闘用航空機および攻撃ヘリコプターの一部を記載していない<sup>(10)</sup>。また、ウィーン文書2011は、信頼安全醸成措置として兵員9000人以上の軍事演習を実施する際には

OSCE加盟国への事前通告、1万3000人以上の演習についてはさらにオブザーバーの派遣要請を義務付けているが、プーチン政権は参加部隊を分割し、複数の演習の実施という体裁をとって同規定の義務を回避している<sup>(11)</sup>。軍事情報の交換、ならびに軍事演習の事前通告やオブザーバーの受け入れなどの信頼安全醸成措置は、誤認や誤算に基づく軍事衝突を防止するための有効な手段である。抑止力だけでは誤認や誤算に起因する軍事衝突を防ぐことができないことを忘れてはならない。

ロシアがCFE条約、オープンスカイズ条約、ウィーン文書など冷戦終結前後から自らも参画して築いてきた軍備管理・軍縮協定や信頼安全醸成措置の履行を中断し、違反する姿勢をみせる背景には米国／NATOに対する不信感と脅威認識がある。そもそもロシアの理解では、冷戦の終結は共産主義の克服という米ソの共同作業によってもたらされたものであり、冷戦終結後の欧州の運営、とりわけ安全保障は、米ロの協調によって確保されるべきものであった<sup>(12)</sup>。ところがこうした認識は、ロシアからみれば約束違反<sup>(13)</sup>となるハンガリー、チェコ、ポーランドのNATOへの取り込みの動き、さらにはコソボ問題をめぐってセルビアに対するNATOの一方的空爆などによって覆されることとなった。加えて、ソ連邦を構成していたバルト三国とスロバキア、ブルガリア、スロベニア、ルーマニアの2004年3月のNATO加盟は、周辺国を自国の勢力圏に組み込んで安全を確保しようとするロシアの伝統的な安全保障観に立つと、受け入れ難い敵対行為と映ったのである<sup>(14)</sup>。また、ジョージアやウクライナでの民主化運動は米国の後押しで生じたと認識し、そうした民主化運動がロシア国内に波及することを極度に恐れた。ロシアにとっては、モルドバやジョージアからの撤兵約束の不履行、クリミアの編入、ウクライナ東部への武力介入など他国の主権侵害も厭わない行動や軍備管理・軍縮協定違反を繰り返すのは、米国／NATOによる政治・軍事的圧力に対する抵抗であり、反発であった。

## (2) INF条約

冷戦末期の1987年12月に米ソ間で署名され、1988年6月に発効した中距離核戦力（INF）条約についてもロシアの違反行為が指摘されている。INF条約は、搭載弾頭を問わずに射程500—5500kmの地上発射弾道・巡航ミサイルの廃棄ならびに生産、飛翔実験、保有の禁止と発射システムの廃棄、生産および保有の禁止を定めている。米国は2008年頃からロシアのINF条約違反を疑っていたが、2013年になってようやくプーチン政権に対し飛翔実験を実施している地上発射巡航ミサイルがINF条約違反にあたる旨通告した<sup>(15)</sup>。これに対しプーチン政権は、条約違反を否定するのみならず、逆に米国に対し、(1)陸上配備型イージス・ミサイル防衛システムの迎撃ミサイル発射装置（Mk41VLS）がINF条約で禁止されている地上発射巡航ミサイルの発射に利用できること、(2)ミサイル迎撃実験で迎撃目標とされている弾道ミサイルが条約に反すること、さらには、(3)米国が運用している無人攻撃機がINF条約違反にあると主張した<sup>(16)</sup>。

プーチン政権は、飛翔実験を繰り返していた、核・通常両用の移動式地上発射巡航ミサイルを2016年12月から配備し始めた<sup>(17)</sup>。INF条約が規定する地上発射の中距離ミサイルの全廃は、それが無期限の効力をもつ故に、米国と異なり近隣諸国のミサイル開発・配備への対処を余

儀なくされるロシアにとって、年月を経るとともに安全保障上不利に働くと懸念されていた。実際ロシアは、2007年2月、近隣諸国のミサイル増強を踏まえ、INF条約の廃棄を米国に打診したが、米国は受け入れなかった<sup>(18)</sup>。また、同年10月には、INF条約を多国間条約に改変することを米国とともに国連総会に提案したが<sup>(19)</sup>、具体的な措置がとられることはなかった。

こうしてみると、INF条約違反の地上発射巡航ミサイルの配備は、INF条約によって余儀なくされた不利益を緩和する施策とみることもできる。しかしながら今日のロシアは、2015年10、12月にシリアの反政府勢力に対しカリブル（Kalibr）海洋発射巡航ミサイル攻撃を実施したように、周辺国を射程に収める海空発射の長射程精密誘導ミサイルを備えるようになっており<sup>(20)</sup>、INF条約が強い不利益を緩和できる能力を備えるようになっている。

それにもかかわらず、プーチン政権があえてINF条約に反する地上発射巡航ミサイルの配備に踏み切ったのはなぜか。オバマ政権時の軍備管理部門の責任者の見方によれば、欧州やアジアなどロシア周辺地域の戦域レベルでの打撃力の向上・確保、そしてそうした能力に基づくロシアの対米国／NATO「接近阻止・領域拒否（A2/AD）」戦略の構築である。海空をプラットフォームとする巡航ミサイルに加え、残存性の高い移動式の地上発射巡航ミサイルを配備することによって戦域レベルでの打撃力を強化しようとしているという<sup>(21)</sup>。

### (3) INF条約の帰趨と米口軍備管理への影響

ロシアの条約違反を契機に始まったINF条約をめぐる米口の確執が解消されることなくそのまま推移すれば、INF条約の存続が危ぶまれる。INF条約違反を否定し続けるプーチン政権の姿勢に態度を硬化させた米連邦議会は、2017年秋、2018会計年度国防権限法案にINF条約の禁止カテゴリーに入る移動式地上発射巡航ミサイルの研究・開発を含め、条約違反に対処する施策のために5800万ドルを計上することに合意した<sup>(22)</sup>。次いでトランプ政権は、2018年2月に公表された「核態勢見直し（NPR）」においてINF条約で禁止対象となっている地上発射巡航ミサイルの研究・開発に着手した旨を公表している<sup>(23)</sup>。飛翔実験に至らない研究・開発の段階では条約違反にはならないが、こうした動きはINF条約後を見据えた動きとみることができる。

プーチン政権が条約違反のミサイル配備を継続すれば、2021年2月に期限切れを迎える新戦略兵器削減（START）条約の延長の成否に影響を与える恐れも生じる。ロシアによるINF条約違反が続き、冷戦後最悪と言われる米口関係のなかで対口不信感がさらに深まれば、米国では連邦議会を中心に延長反対論が高まる恐れがある。新START条約の延長の是非は行政府の判断のみで可能であるが、連邦議会の動きいかなんでは延長反対論を無視し難くなることも想定される。新START条約の終焉は、戦略核戦力の透明性の低下や検証活動の停止など米口双方に安全保障上の不利益をもたらすが、中長期的にはロシアにとってより大きな打撃となる。戦略核戦力の無条約時代に入れば、米口は自由に戦力の増強を進めることができるが、それに充当できる国家資源には米口間で大きな差があり（例えばロシアの2016年の国防予算は米国の約11%にすぎない<sup>(24)</sup>）、ロシアにとって戦力面で対米パリテティを維持していくことは難しい。さらに政治的にも、米国に伍した戦略核戦力の保有国というロシアにとって唯一の大国のシンボルも失うことになる。また、自国の対米核抑止力が米国のミサイル防衛の増強によ

って損なわれると懸念しているのであれば、米国のミサイル防衛の強化に規制を加える唯一の足掛かりである核軍備管理の枠組みを失うことは大きな痛手である。プーチン大統領がトランプ政権の発足早々の2017年1月に新START条約の延長を打診したのも驚くにあたらない。

こうしてみれば、ロシアが新START条約、そして米ロ間の核軍備管理レジームの存続を確実なものにしようとするならば、INF条約をめぐる米ロ間の確執を解決することが先決となる。実際、今日のロシアは、海空発射の長射程精密誘導ミサイルを備えたことによってINF条約が強いた不利益を緩和できるようになっており、解決に向けての軍事的基盤は整いつつある。INF条約には、履行問題を協議する「特別検証委員会」が設けられており、この委員会は2016年11月に13年ぶりに開催され、2017年12月にも開催されている。特別検証委員会では、INF条約が禁止している地上発射巡航ミサイルの発射装置と規制を受けていない海洋発射の巡航ミサイルの発射装置の区別を明確化する措置や、2001年5月31日で打ち切られた現地査察を復活させ、相互に懸案の兵器システムの公開に踏み切るなど、双方の懸念を解消する施策を協議することが可能であろう。

## 2 中国

### (1) 通常戦力

アジアには通常兵器を制限する地域的な取り極めは存在しないが、グローバルなレベルでは、「過度の障害又は無用の苦痛」を与える通常兵器の使用を禁止・制限する「特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）」が合意されている。CCWは5本の議定書で対人地雷やクラスター弾など5分野の通常兵器に規制を加えており、中国はこれらの議定書および改正議定書の締約国となっている。しかしながら、生産や使用などの面で対人地雷の全面禁止に至らなかった改正議定書IIの問題点を解消するために採択された対人地雷禁止条約（1999年3月発効）、ならびに爆発性戦争残存物の規制に関する議定書Vの不備を解消するために合意されたクラスター弾条約（2010年8月発効）には署名していない（ロシアも未署名）。両条約ともに防衛上の要請を超えて人道上の配慮から成立したが、中ロともに大陸国であり、多くの国と国境を接していることから生じる防衛上の理由から対人地雷やクラスター弾の全面禁止には与しないものと想定される。

### (2) 大量破壊兵器の輸出管理・不拡散

中国は、化学兵器や生物兵器の禁止条約の締約国だが、核兵器関連資機材の輸出管理を実施している「原子力供給国グループ（NSG）」を除けば、既存の大量破壊兵器関連資機材の輸出管理や不拡散措置、すなわち「オーストラリア・グループ（AG）」、「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」、さらには「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に参加していない<sup>(25)</sup>。ロシアがAG以外のすべての輸出管理・不拡散制度に参加しているのとは対照的である。

AGは、生物・化学兵器の不拡散を目的に、生物・化学兵器関連汎用品・技術の輸出管理を実施する国々によって構成されている。2018年1月にインドがAGに参加したことから43ヵ国で構成されている。メンバー国でない中国は独自に作成した輸出規制リストに則り輸出

管理を実施しながら、AGとの協議も進めていると言われている。中国は、2004年にMTCRに加盟を申請したが、MTCRが規定する輸出・移転ガイドラインに適う措置が中国国内で十分にとられていないとの理由で却下されている。中国政府はMTCRのガイドラインを遵守するとの声明を出しているが、米務省が公表した2017年「軍備管理・不拡散・軍縮条約遵守報告」は、中国からガイドラインにもとる移転がなされていると指摘している<sup>(26)</sup>。

HCOCは、弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制、それにミサイルの事前発射通報など信頼醸成措置などを主な内容とする取り組みである。インドが2016年6月に加盟したことから、弾道ミサイルを配備する主要国のうちHCOCに参加していない国は中国のみとなった。中国はHCOCに参加しない理由を明らかにしていないが、1995—96年にかけて台湾沖に無警告で弾道ミサイル発射を行なって台湾危機を引き起こしたことからうかがえるように、威嚇の手段としてミサイルを用いる政策を維持するのであれば、HCOCに背を向けざるをえない。

PSIは米国主導の下で開始された取り組みであり、大量破壊兵器・ミサイルならびに関連物資の拡散を防止するために、国際法および参加国の国内法が許す範囲内で、海上、陸上、さらには航空路で対象兵器および関連物資が輸送されるのを阻止する取り組みである。中国は、米国からの参加要請を受けながらも、PSIで企図している阻止行動は国際法上疑義があるとして不参加の姿勢をとっている<sup>(27)</sup>。北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議の実効性を高めるためには、地理的位置から判断しても中国のPSI参加が望まれる。

中国がAGやMTCRに参加していないのは、国内輸出企業による違法行為の取り締まりなど輸出管理を実施するための国内制度が十分整っていないことが主たる原因と思われる。こうした不備を認識してか中国は、アジアにおける不拡散体制の強化を目的に日本が主導して始めた「アジア不拡散協議（ASTOP）」に、2005年2月の第2回会合以降（第3、9、10回会合を除き）参加しており、大量破壊兵器関連の輸出管理・不拡散の強化には関与していく姿勢をみせている。

しかしながら中国の大量破壊兵器関連の輸出管理・不拡散の取り組みは、HCOCやPSIに参加していないことからうかがえるように、中国の政治・外交上の方針に沿う限りにおいて進めるといふ二義的な政策とみることができる。その姿勢が顕著に現われているのがNSGをめぐる中国の行動である。中国は、胡錦濤政権時代の2004年にNSGのメンバー国になったが、その後も国際原子力機関（IAEA）の包括的保障措置を受けていないパキスタンに対し追加的に原子炉を供給するなど、NSGガイドラインに反する疑いのある行動をとってきており、習近平政権になってもこの姿勢は改められていない<sup>(28)</sup>。

### (3) 核軍縮、核不拡散

中国が公言する核兵器保有の理由や運用方針は、過去50年以上にわたって一貫している。すなわち中国は、中国に対する核威嚇を防止し、核攻撃を抑止するためにのみ核兵器を保有・配備しており、核軍備競争を回避し、核軍備の規模は自衛のための最小限のレベルにとどめると述べるとともに、核兵器の全面的禁止・廃絶を主張し続けている。また、運用面においては、いついかなる場合においても中国は先に核兵器を使用しないとする無条件の「先

行不使用（no first use）」政策、ならびにいついかなる場合においても中国は非核保有国や非核地帯には核攻撃を加えないとの無条件の「消極的安全保証」を宣言している。米国のトランプ政権は、2018年2月初頭に発表した「核態勢見直し（NPR）」でロシアと並んで中国を戦略的なライバルと位置付け、核戦力の強化を打ち出したが、習近平政権は、核の先行不使用政策を含め、従前どおりの核軍備・運用政策を維持する姿勢をみせている<sup>(29)</sup>。

習近平政権は、核軍縮と核兵器の廃絶を達成するための指針として以下の事項を列挙している。第1に、核軍縮は、各国の安全を損なわず、世界の戦略的安定を維持しながら段階的に進めなければならない。戦略的安定を維持するためには、ミサイル防衛の開発・配備を停止し、宇宙の軍事利用や軍備競争を防止すること、それにサイバー空間や人工知能（AI）分野での軍事利用を抑えるための予防的軍備管理に取り組むことが必要である。第2に、核大国は核軍縮に特別の責任を負っており、核廃絶に必要な条件を創り出すために、検証可能で、不可逆かつ法的拘束力を備えた核軍縮を続けるべきである。そして条件が整えば、他の核保有国は多国間核軍縮交渉に入るべきである。第3に、究極的目標である包括的かつ完全核軍縮を達成するためには、国際社会はしかるべき時期に、核兵器の全面禁止条約を含む段階的措置を盛り込んだ長期的計画を立てるべきである<sup>(30)</sup>。

さらに核保有国に対し、核戦争の危険を低下させるための当面の施策として、第1に、核兵器の「先行使用（first use）」に基づく核抑止政策を放棄し、無条件の核の先行不使用を約束すること、第2に、いかなる国も核攻撃の対象にしないという約束を守ること、第3に、無条件の消極的安全保証を約束し、核の先行不使用とともに条約化すること、第4に、非核地帯や非大量破壊兵器地帯の創設を支援すること、第5に、「核の傘」や核シェアリング政策を放棄し、他国に配備している核兵器を撤去すること、そして第6に、事故や無認可での核発射を回避するためのあらゆる施策をとること、を挙げている<sup>(31)</sup>。

中国は、核不拡散を核軍縮促進のための重要な手段として捉え、以下のように主張している。第1に、核拡散問題は、政治・外交的手段で解決すべきであり、制裁ならびに武力行使や武力行使の威嚇は控えるべきである。また、核不拡散を口実にして他の政治目的を追求すべきではない。第2に、ダブルスタンダードを放棄し、国家間の親近度に応じて核拡散防止の基準を設定すべきではない。第3に、いかなる核不拡散政策であっても原子力の平和利用の権利を損なってはならない。第4に、朝鮮半島の非核化を実現するために、朝鮮半島の非核化と平和メカニズムを同時に追求する「二重路線」、ならびに北朝鮮の核・ミサイル開発と米韓合同軍事演習双方の一時停止からなる「相互暫定停止」を提案する<sup>(32)</sup>。

核軍縮や核不拡散をめぐる上記の習近平政権の主張の大半は、サイバー空間やAI分野での予防的軍備管理、ならびに朝鮮半島の非核化をめぐる提案を除けば、過去の政権の政策の踏襲である。

#### (4) 疑問点

習近平政権を含め歴代の中国政権が主張する核兵器の先行不使用は、それが核保有国間で共有されれば、核兵器の役割を相手の核使用を抑止するだけに絞り込むことができ、その結果、抑止関係を維持しながらお互いに核兵器を削減しても安全保障上、失うものがないこと

から、核軍縮を促す効果があることは間違いない。また核の先行不使用政策は、自国に対する核威嚇や核攻撃を抑止するためにのみ核戦力を保有しているとの中国の主張と符号する。しかしながら、習近平政権を含め歴代の中国政権は、先行不使用政策を唱える一方で、急速に海空を中心とした通常戦力の強化を進めている。中国の通常戦力が強力になればなるほど、中国周辺の同盟国の安全保障に寄与している米国は核の先行不使用政策をとり難くなる。中国が通常戦力を増強しながら他の核保有国に先行不使用を要求するのは整合性に欠けており、単に中国に対する核攻撃の危険を低下させるための施策とみられてもやむをえない。また、中国は核の先行不使用の条約化を唱導しているが、先行不使用という意図・政策を条約化しても検証の術はなく、その意義は今日の政治宣言の域を出ない。さらに言えば、生物・化学兵器の廃絶が途半ばの今日、核の先行不使用を法制化すれば、生物・化学兵器の廃絶をよりいっそう難しくする恐れもある。

中国は核戦力の規模を自衛のために必要な最小限にとどめていると主張するが、その核戦力の規模や配備状況、さらには開発計画などの透明性を著しく欠いていることが大きな問題となっている。中国は、透明性の対象を核戦力に係る戦略的意図とハードウェアに分離し、戦略的意図の透明性をより重要とし、その透明度が高いことを強調する<sup>(33)</sup>。しかしながら、戦略的意図は核戦力の規模や能力の動向に左右され、しかも短時間で変化するものである。軍備管理・軍縮の観点で意味をもつのは核戦力の規模や配備状況などハードウェアに関する透明性である。中国が核戦力の規模や配備状況の開示を拒んでいるのは抑止力が損なわれることを恐れていることであろうが、こうした姿勢は、中国が核兵器不拡散条約（NPT）上の核保有国のなかで唯一質量両面で核戦力の増強を進めている事実と相まって、米国のさらなる核軍縮を妨げる危険をはらんでいる。中国の国内総生産（GDP）や国防予算が小規模であった時代では、透明性の欠如は大きな問題とならなかったが、急速な経済発展によって取得した核戦力の増強ポテンシャルを考慮すると、これまでと同様に核戦力のデータ不開示の姿勢をとり続ければ、中国の核戦力に対する不安感を醸成し<sup>(34)</sup>、米国の核軍縮を妨げるとともに中国の主張する政治的関係の動向を加味した「戦略的安定」を損なう恐れがある。核大国が率先して核軍縮を進めるべきとの中国の主張を実らせるためには、少なくとも保有している核弾頭・運搬手段の概数の公表や上限を設定するなどの措置が必要である。

中国は核軍縮を声高に唱える一方で、核軍縮を促す重要な取り極めである包括的核実験禁止条約（CTBT）を署名後20年以上にわたって批准していない（ロシアは2000年6月に批准）。中国は、1996年7月に核爆発実験のモラトリアムを宣言するとともに、CTBTの早期発効を唱え続け、条約遵守を検証する国際監視制度（IMS）で中国が受け入れた11の監視観測所の建設をほぼ終えている<sup>(35)</sup>。こうした状況においてなおCTBTの批准を先送りしているのは、同じく未批准の米国内でCTBTをめぐる意見が分かれていることから、その動向を見極めるためであろう。

また中国は、1990年頃までに核兵器用核分裂性物質の生産を停止しているが<sup>(36)</sup>、NPT上の五核保有国のなかで唯一、生産モラトリアムを宣言していない。その理由としては、核兵器用核分裂性物質の生産活動・施設を外部に閉ざしてきたことがあろう。また、生産停止を公言



しない限り生産再開も決断しやすいと考えているのかもしれない。しかしながら中国は、そのモラトリアム宣言がインドの核戦力増強の抑制要因に、そしてその波及効果としてパキスタンの核戦力増強にも一定程度の抑制要因として働く可能性があることを忘れてはならない。

ロシアは新START条約の後継条約を多国間で交渉することを望んでいるが、中国が参加することは当面考えにくい。中国の核戦力が米ロに比べ極端に量的劣勢にあることもさることながら、より重要な理由は、対米核抑止（第2撃力）の安定的確保に不安を抱えているからである。米国は、中国との戦略関係でその脆弱性を認めようとせずに、ミサイル防衛の増強や「即時グローバル打撃力（PGS）」の開発を進めている。中国はそうした米国の動きが自国の対米核抑止を損なうことを危惧している。安定的な対米核抑止を確保するめどが立たない限り、戦略核戦力の軍備管理交渉には参加しようとはしないだろう。

### おわりに

米国にとって国家の存続を脅かすのはロシアの戦略核戦力のみと言ってよいが、ロシアにとっては地政的理由から、通常戦力も中距離核戦力も国家の安寧に大きなインパクトを及ぼす。こうした地政的環境と東西から数度にわたる侵略を受けたという歴史的経験から生まれた安全保障観がロシアの軍備管理・不拡散政策を大きく規定している。しかしながら、ロシアによる協定違反を起因とした欧州における通常戦力レジームの動揺、さらには米国との戦略レベルでの軍備管理・軍縮協定の崩壊は、ロシアの経済力の動向に鑑み、長期的にはロシアの安全保障を大きく損ねる危険がある。プーチン大統領は、2018年3月の演説で（軍備管理）交渉に前向きな姿勢をみせているが<sup>(37)</sup>、米国／NATOに対する強い不信感、さらには対外強硬路線をとることで国民の支持を得ているプーチン大統領がここ2—3年で大きく姿勢を変えることは考えにくい。

中国政府は、過去3度にわたり軍備管理・不拡散に関する白書を発表した<sup>(38)</sup>が、習近平政権では未発表である。習近平政権は2013年4月と2015年5月に軍事力にかかわる白書を公表している<sup>(38)</sup>、軍の対外交流や国連平和維持活動（PKO）などについて言及するにとどまり、軍備管理・不拡散については触れていない。また、米国からの要請にもかかわらず、透明性の問題に触れられるのを嫌ってか核戦力をめぐる政府レベルでの本格的な米中対話に乗り出していない。さらに、習近平政権が「中華民族の偉大な復興」を旗印に強国路線を追求していることも考慮すると、軍備管理・不拡散の分野で新たなイニシアティブを期待することは難しい。

- (1) White House, *National Security Strategy of the United States of America*, December 2017, pp. 25–26.
- (2) ロシアは、1997年5月に締結された「NATO・ロシア憲章」の下で創設されたNATO・ロシア常設合同評議会<sup>(39)</sup>でNATOの拡大問題を協議した。
- (3) 戦車、装甲戦闘車両、火砲、戦闘用航空機および攻撃ヘリコプターを指す。
- (4) Wade Boese, “Executive Summary of the Adapted Conventional Armed Forces in Europe Treaty,” *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 7 (November 1999), pp. 24–25.
- (5) U.S. Department of State, “Final Act of the Conference of the States Parties to the Treaty on Conventional Armed

- Forces in Europe,” Annex 14, November 19, 1999 <<https://www.state.gov/t/avc/trty/115589.htm>>.
- (6) U.S. Department of State, “Compliance With the Treaty on Conventional Armed Forces in Europe Condition (5) (C) Report,” January 2017 <<https://www.state.gov/t/avc/rls/rpt/2017/270369.htm>>. なお、条文上、履行の「凍結」という選択肢はない。
- (7) Ibid.
- (8) Ibid.
- (9) U.S. Department of State, “2017 Report on Adherence to and Compliance With Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” April 14, 2017 <<https://www.state.gov/t/avc/rls/rpt/2017/270330.htm>>.
- (10) Ibid.
- (11) 2017年9月にバルト三国近傍の西部軍管区で実施した軍事演習（Zapad 2017）においても同様の姿勢がみられた。詳しくは、Dave Johnson, “ZAPAD 2017 and Euro-Atlantic Security,” *NATO Review*, December 14, 2017 <<https://www.nato.int/docu/review/2017/Also-in-2017/zapad-2017-and-euro-atlantic-security-military-exercise-strategic-russia/EN/index.htm>>.
- (12) 例えば、Dmitry Suslov, “The Russian Perception of the Post-Cold War era and Relations with the West,” Harriman Institute, Columbia University. November 9, 2016 <[https://www.sant.ox.ac.uk/sites/default/files/university-consortium/files/suslov\\_harriman\\_lecture\\_on\\_post-cold\\_war\\_era.pdf#search=%27Russian+understanding+of+the+end+of+the+Cold+War%27](https://www.sant.ox.ac.uk/sites/default/files/university-consortium/files/suslov_harriman_lecture_on_post-cold_war_era.pdf#search=%27Russian+understanding+of+the+end+of+the+Cold+War%27)>.
- (13) Gordon M. Hahn, “Broken Promise: NATO Expansion and the End of the Cold War,” *Strategic Culture*, January 9, 2018 <<https://www.strategic-culture.org/news/2018/01/09/broken-promise-nato-expansion-and-end-cold-war.html>>.
- (14) 同様の見方として、Benn Steil, “Russia’s Clash With the West Is About Geography, Not Ideology,” *Foreign Policy*, February 12, 2018.
- (15) Amy F. Woolf, “Russian Compliance with the Intermediate Range Nuclear Forces (INF) Treaty: Background and Issues for Congress,” Congressional Research Service, April 25, 2018, pp. 16–18 <<https://fas.org/sgp/crs/nuke/R43832.pdf>>.
- (16) Peter Korzun, “Russia Concerned Over US Violations of INF Treaty,” *Strategic Culture*, September 22, 2017 <<https://www.strategic-culture.org/news/2017/09/22/russia-concerned-over-us-violations-inf-treaty.html>>.
- (17) Woolf, “Russian Compliance with the Intermediate Range Nuclear Forces (INF) Treaty,” pp. 18–19.
- (18) Robert M. Gates, *Duty: Memoirs of a Secretary at War*, New York: Alfred A. Knopf, 2014, pp. 153–154.
- (19) U.S. Department of State, “Joint U.S.-Russian Statement on the Treaty on the Elimination of Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles at the 62nd Session of the UN General Assembly,” October 25, 2007 <<https://2001-2009.state.gov/t/pa/prs/ps/2007/oct/94141.htm>>.
- (20) Alex Gorka, “Russia’s Military in 2017: Qualitative Leap in High-Precision Strike Capability,” *Strategic Culture*, January 2, 2018 <<https://www.strategic-culture.org/news/2018/01/02/russia-military-2017-qualitative-leap-high-precision-strike-capability.html>>.
- (21) Frank A. Rose, “Consequences and Context for Russia’s Violations of the INF Treaty,” Joint Hearing of the House Armed Services Subcommittee on Strategic Forces and House Foreign Affairs Subcommittee on Terrorism, Nonproliferation, and Trade, March 30, 2017 <<http://docs.house.gov/meetings/FA/FA18/20170330/105811/HHRG-115-FA18-Wstate-RoseF-20170330.pdf>>.
- (22) Steven Pifer and Oliver Meier, “Are We Nearing the End of the INF Treaty?” *Arms Control Today*, Vol. 48, No. 1 (January/February 2018), p. 23.
- (23) U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review*, February 2018, p. 10.
- (24) SIPRI Military Expenditure Database, “Data for all countries from 1988–2016 in constant (2015) USD”

- 〈<https://www.sipri.org/sites/default/files/Milex-constant-2015-USD.pdf>〉。
- (25) なお中国は、通常兵器および関連汎用品・技術の過度な移転と蓄積の防止を目的とした輸出管理制度である「ワッセナー・アレンジメント（WA）」にも参加していない。
- (26) U.S. Department of State, “2017 Report on Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” op. cit.
- (27) Arms Control Association, “The Proliferation Security Initiative (PSI) At a Glance,” October 2016 〈<https://www.armscontrol.org/factsheets/PSI>〉。
- (28) Bill Gertz, “China, Pakistan reach secret nuclear reactor deal for Pakistan,” *The Washington Times*, March 21, 2013 〈<https://m.washingtontimes.com/news/2013/mar/21/china-pakistan-reach-secret-reactor-deal-pakistan/>〉; “China signs deal to build new nuclear reactor in Pakistan: WNN,” *Reuters*, November 25, 2017 〈<https://www.reuters.com/article/us-pakistan-nuclear-china/china-signs-deal-to-build-new-nuclear-reactor-in-pakistan-wnn-idUSKBN1DO1W6>〉。
- (29) “China reiterates non-first-use principle of nuclear weapons at Munich conference,” *The Straits Times*, February 19, 2018 〈<http://www.straitstimes.com/asia/east-asia/china-reiterates-non-first-use-principle-of-nuclear-weapons-at-munich-conference>〉。
- (30) Working paper submitted by China, “Nuclear Disarmament and Reducing the Danger of Nuclear War,” Preparatory Committee for the 2020 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, May 9, 2017 〈<http://undocs.org/NPT/CONF.2020/PC.I/WP.36>〉。
- (31) Ibid.
- (32) Working paper submitted by China, “Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” Preparatory Committee for the 2020 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, May 9, 2017 〈<http://undocs.org/NPT/CONF.2020/PC.I/WP.35>〉, および2017年3月8日の王毅外相の記者会見記事, “China proposes ‘double suspension’ to defuse Korean Peninsula crisis,” *Xinhua*, March 8, 2017 を参照 〈[http://www.xinhuanet.com/english/2017-03/08/c\\_136112435.htm](http://www.xinhuanet.com/english/2017-03/08/c_136112435.htm)〉。
- (33) Wu Riqiang, “How China Practices and Thinks about Nuclear Transparency,” Li Bin & Tong Zhao eds., *Understanding Chinese Nuclear Thinking*, New York: Carnegie Endowment for International Peace, 2016 〈[http://carnegieendowment.org/files/ChineseNuclearThinking\\_Final.pdf](http://carnegieendowment.org/files/ChineseNuclearThinking_Final.pdf)〉。
- (34) 実際、ロシアの一部研究者は、中国の核兵器の保有量は約1100発に達していると述べ、米ロが二国間でさらに核軍縮を進めることに警戒の念を示している。例えば、Alexei Arbatov, “Engaging China in Nuclear Arms Control,” Carnegie Moscow Center, October 2014 〈[http://carnegieendowment.org/files/Arbatov\\_China\\_nuclear\\_Eng2014.pdf](http://carnegieendowment.org/files/Arbatov_China_nuclear_Eng2014.pdf)〉。
- (35) “Chinese Monitoring Stations Now Sending Data,” Preparatory Commission for the CTBTO, January 6, 2014 〈<https://www.ctbto.org/press-centre/press-releases/2014/chinese-monitoring-stations-now-sending-data/>〉。
- (36) 核兵器用高濃縮ウランおよびプルトニウムの生産は、それぞれ1987年、1990年頃に停止した。“China,” International Panel on Fissile Materials, February 12, 2018 〈<http://fissilematerials.org/countries/china.html>〉。
- (37) Vladimir Putin, “Presidential Address to the Federal Assembly,” March 1, 2018 〈<http://en.kremlin.ru/events/president/news/56957>〉。
- (38) それぞれ “The Diversified Employment of China’s Armed Forces,” “China’s Military Strategy” との表題がつけられている。

おがわ・しんいち 元立命館アジア太平洋大学客員教授  
ogawa-shinichi@m7.gyao.ne.jp